

専門性の高いノウハウを提供

医療法人化



医療法人制度の概要と申請ポイント

1 | 医療法人制度とは

医療法人は、医療法において規定された特別法人であり、民法上の公益法人とは区別されます。また、剰余金の配当禁止や剰余財産の帰属先の制限により営利法人たることを否定されており、商法上の会社とも区別されています。H.19年度の第5次医療法改正では医療法人制度が大きく変貌を遂げ、H.19年4月1日以降医療法人を新設する場合は「財団医療法人」または「持分の定めのない社団医療法人」に限られることとなりました。

2 | 医療法人には社団と財団がある

医療法人には社団と財団があります。社団は、複数の方が集まって設立された法人であり、法人設立のため、預金、不動産、備品等を拠出して設立する法人です。財団は、個人又は法人が無償で寄附した財産に基づいて設立される法人です。

項目	形態	社 団	財 団
医療施設の種類		①病院（20床以上） ②診療所（0～19床） ③介護老人保健施設	
設立者		個人又は法人（財産を拠出（寄附）する者に限る）	
財産の形態		拠 出	寄 附
構 成 機 関	議決（評議）機関	社員総会（社員は3名以上）	評議員会（評議員は理事の定数を超える数）
	執行機関	理事（理事会）社員総会で選任（原則3名以上）	理事（理事会）評議員会で選任（原則3名以上）
	監査機関	監事 社員総会で選任（原則3名以上）	監事 評議員会で選任（原則3名以上）
解散時の剰余財産の処分方法		国若しくは地方公共団体又持分の定めのない医療法人等に帰属	

3 | 基金拠出型医療法人が選択できる

基金拠出型医療法人は、H.19年4月から施行された医療法改正で創設されました。出資持分の定めのない医療法人、つまり剰余金の分配を目的としない医療法人ですが、医療法人に必要な運転資金、医療機械等、その活動の原始となる資金を「基金」として拠出する点が異なります。「基金」とは社団医療法人で持分の定めのないものに拠出された金銭その他の財産のことをいい、医療法人は拠出者に対して、定款で定めるところに従い返済しなければならないことになっています。よって、出資持分の定めのない社団医療法人においては、拠出した金銭等は返還されませんが、基金拠出型は返還されます。

4 | 医療法人化決定前に検討する事項

医療法人化を進める前に、下記の項目について検討した上で、納得いただくことがポイントとなります。法人化のリスクも含めて、検討いたします。

1 節税メリットはいくらであるのかを把握

シミュレーションにより、節税メリットを把握します。役員報酬の設定による節税額の違いや生命保険の活用等、具体的にどれくらいのメリットがあるのか数値で確認します。

2 デメリットの把握と影響

社会保険への強制加入による法人負担の発生や小規模企業共済の脱退など、法人化することにより発生するリスクを明確化します。

3 資産と負債の状況把握と法人への引継ぎ

引継ぎが可能な負債の整理と引き継げない負債の処理について検討します。開始貸借対照表を作成し、試算と負債のバランスを確認します。

4 医療法人形態の検討

基金拠出型を採用するかを検討をします。

5 不動産・役員構成の検討

自己所有の不動産を法人に賃貸するか、売却するかについての検討をします。その他、役員構成（役員数、メンバー）をどのようにするか等について検討します。

5 | 医療法人化の手続きは都道府県と連携

準備を始めて医療法人開設まで、各都道府県の医療審議会の時期にもよりますが、だいたい6ヶ月はかかります。その間、窓口である都道府県と折衝しながら進めなければなりません。また、個人事業を廃止し、医療法人で新たにクリニックを開設するわけですから、開設許可申請書の提出、厚生局への届出関係、市町村、税務署等の届出等、実施しなければならない手続きは多岐に渡ります。

当社で行なう医療法人化サポートは、事前の準備から、申請書の作成、都道府県との折衝、医療法人での開設手続きを行うフルサポートサービスです。

事前準備

申請書作成

都道府県との折衝

医療法人での開設手続

医療法人のメリット・デメリット

1 | 一般的なメリット

一般的に医療法人化を検討するきっかけは、大幅に増加した所得税を軽減できないかというケースがほとんどです。医療法人化することにより個人事業では受けられないメリットがあります。また、スムーズな事業承継を可能にするとともに、会計年度を変更することにより業務効率の改善になるというメリットがあります。

1 節税メリット

- ・医療法人から給与を受け取ることで、所得控除が受けられる
- ・生命保険に法人契約でき、保険料を損金計上できる
- ・役員退職金が認められ、法人の損金として計上できる

2 理事長を変更するだけで事業承継できる

3 事業拡大に有利である

2 | 付帯業務の運営が可能

医療法人はその開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない範囲において、医療法第42条に定める付帯業務をすべて又は一部行うこととされています。H.19年4月以降以下の項目が追加となった他、高齢者専用賃貸住宅の設置も出来るようになりました。

■医療法人の業務範囲の区分

業 務	業 務 内 容
本来業務	医療法39条に定める施設の運営 (例) 病院、診療所、介護老人保健施設
付帯業務	医療法42条1項に定める業務(定款等に記載) (例) ①介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション等 ②介護保険法にいう、居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業 ③介護保険法施行規則第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置 ④有料老人ホームの設置(社会福祉法に規定するもの。)
付随業務	本来及び付帯業務に付随して発生する業務 収益業務的な規模に至らないもの (例) 従業員食堂、患者専用駐車場

3 | 一般的なデメリット

医療法人になりますと、個人と法人は完全に区分しなければなりません。そのために、下記のような留意点が発生します。メリットと比較しながら、十分な検討が必要です。

- 1 法人の資金が個人的なことに使えなくなる
- 2 法人に剰余金が生じても出資者に配当できない
- 3 小規模企業共済制度に加入している場合は脱退しなければならない

4 | 医療法人運営上の留意点

■医療法人運営上の規則や制約

- 都道府県知事による立ち入り検査等の指導強化
- 特別な理由がない限り、安易に医療法人を解散することはできない
- 役員変更等の際には都道府県への届出が必要
- 定款の変更に関しては、定款変更認可申請・都道府県の認可が必要

■社会保険・厚生年金の加入について

社会保険の加入が強制適用となり、役員及び従業員は、健康保険・厚生年金に加入しなければなりません。但し、一定の手続きにより理事長のみ医師国保を継続適用することが可能です。

■事業報告書等の提出義務

医療法人の決算については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に定められた書類を作成しなければなりません。その後、事業報告書等と監事の監査報告書を毎会計年度終了後3ヶ月以内に都道府県知事に届出しなければなりません。

- ・ 事業報告書
 - ・ 財産目録
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書
- (これらを事業報告書等といいます)

会計年度終了後2ヵ月以内

事業報告書等書類の作成

▼
監事による事業報告書を監査

▼ 会計年度終了後3ヵ月以内

事業報告書等、監査報告書を
都道府県知事に届出

▼
作成した書類は事務所に備え置き、
社員・債権者から請求があった場合
閲覧できるようにする

医療法人申請前に整備すべき項目

1 | 不動産の取り扱い

医療法人は、その業務を行なうに必要な資産を有しなければならないとされています（医療法41①）。この点からすると医療法人の設立に際しては施設、設備は法人が所有するものであることが望ましいですが、賃貸契約による場合でも、その契約が長期間であるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には設立が認められます。

■理事長からの賃貸

医療法人がその理事長との間で土地、建物の賃貸契約や売買をする場合には、立場を異にする同一人が利益相反取引を行なうことになるため、特別代理人を選任することが、必要となります。

■賃貸料と剰余金の配当禁止規定

土地、建物の賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、医療法第54条（剰余金配当の禁止）の規定に抵触すると取り扱われますので注意が必要です。

実務上は、剰余金の配当禁止に抵触しないよう、税務上の取扱なども参考に、近隣の取引事例を調査し妥当な賃貸料を決定することが必要です。

【近隣物件と比較する項目】

- ・ 月額賃料
- ・ 延べ床面積
- ・ m²あたりの単価

2 | 負債を引き継ぐ際の留意点

医療法人の設立に際して、現物抛却又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得又は拡充のために生じた負債は、その医療法人の負債として取り扱って差し支えないこととされています。

ただし、負債が財産の従前の所有者が当然に負うべきものである場合、または医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、医療法人の負債として引き継ぐことは適当でないとされていますので注意しなければなりません。

【引き継ぐことのできない負債】

- ・ 個人時代の運転資金
- ・ 消耗品類の取得に要した負債

【必要書類】

- ・ 借入金の残高証明書
- ・ 借入が医療法人設立に際し抛却（又は寄附）した財産の取得時に発生した負債であることを証明する書面
- ・ 債権者の承諾書

3 | 役員を選任

■ 役員の数

医療法では、役員として理事を3名以上、監事を1名以上置かなければならない（医療法46の2①）と定めております。

例外事項

医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1箇所のみ開設する医療法人の場合⇒「理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置くをもって足りる（医療法46の2①但し書き）」となっています。

■ 役員の資格と欠格理由

理事は法人の常務を処理することになりますから個人であることが前提となります（運営管理指導要綱）。したがって、営利会社などの法人は理事に就任することは出来ません。また、他の医療法人が別の医療法人の理事になることも出来ません。

医療法上は、次の欠格条項に該当するものは役員に就任することは出来ません。（医療法46の2②）

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑、に科せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ ②に該当する者を除くほか、禁固刑以上の刑に科され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

■ 役員を選任

社団医療法人の理事及び監事は、社員総会において選任されます。

■ 役員の任期

役員任期は、2年を超えることは出来ないとされています。ただし、再任することは可能です（医療法46の2③）。また、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とされます（運営管理指導要綱）。

■ 役員を補充

医療法人の役員補充に関して「理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた時は、1月以内に補充しなければならない（医療法48の2）」とされています。

基金拠出型医療法人選択の検討

1 | 基金として金銭以外の財産を拠出する場合の留意点

金銭以外の財産を基金として拠出する場合には、その金銭以外の財産（現物拠出財産）の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）を受けなければならないこととされています。

ただし、次に掲げる者は、その証明をすることが出来ないこととされています。

- ① 理事、監事又は使用人（社団医療法人の設立前にあっては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）
- ② 基金の引受人
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②に掲げる者のいずれかに該当するもの。

2 | 基金拠出型医療法人の税務上の留意点

■ 貸借対照表の区分表示

基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の純資産の部に「基金」及び「代替基金」の科目をもって計上しなければならないとされております。

また、基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することが出来ないこととされています。

基金拠出型 貸借対照表 純資産の部

純 資 産 の 部	
科 目	金 額
I 利益剰余金	× × ×
代替基金	× × ×
その他利益剰余金	× × ×
II 評価・換算差額等	× × ×
その他有価証券評価差額金	× × ×
III 基 金	× × ×
純資産合計	× × ×
負債・純資産合計	× × ×

3 | 基金の返還と代替基金

■ 基金の返還の決議

基金拠出型医療法人が、基金を返還する場合は、定時社員総会の決議によって行わなければならないとされています。（医療法施行規則30の38①）

■ 基金の返還が出来る場合

ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、その超過額を返還の総額の限度として基金を返還することが出来るとされています。（医療法施行規則30の38②）

- ①基金（代替基金を含む。）総額
- ②時価を基準として評価を行なっている場合に、その時価総額が、その取得価額の総額を超えるときは、時価評価を行なったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
- ③資本剰余金の額

■ 基金利息の禁止

基金の返還に係る債権には、利息を付することは出来ないとされています。

■ 代替基金

基金の返還をする場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上しなければなりません。（医療法施行規則30の38④）

また、代替基金は取り崩すことができないことになっています。

基金変換後の純資産の部

基金変換前の純資産の部		返還	基金変換後の純資産の部	
基金	100	→	利益剰余金	50
利益剰余金	50		利益剰余金	150
利益剰余金	150		代替基金	100
			その他利益剰余金	50
〇〇積立金	50		〇〇積立金	50
繰越利益剰余金	100		繰越利益剰余金	0

医療法人申請および設立までのステップ

STEP 1 | 法人化のための事前検討

「医療法人化」を行なうか、行なわないかの判断は、シミュレーションに基づき判断するのがベストです。

弊社では、各クライアントの状況に応じた、個別のシミュレーションおよびご提案書を作成し、納得いくまでご検討いただきます。申請に納得いただきましたら、具体的に申請の準備に入ります。

①事前ヒアリングの実施



②メリット・デメリットの整理



③法人化シミュレーションの実施



④ご提案書に基づく説明会の実施

STEP 2 | 申請書の作成および本申請

医療法人設立は、株式会社等のように自由な時期に設立することができません。

法人設立には都道府県知事の認可を得ることが必要です。

設立認可申請書の作成から本申請書の提出、都道府県との対応まで、すべて当社がサポートいたします。

①申請書類の作成



②都道府県事前相談対応



③申請書押印



④本申請書の提出



別記第 29 号様式 (第 27 条関係)

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所 ○○市○○区○○条○丁目○-○
医療法人社団 ○○○クリニック
設立代表者 ○○ ○○ 印
電話番号 ○○○-○○○-○○○

医療法人設立認可申請書

医療法人を設立したいので、医療法第 44 条第 1 項の規定により申請します。

STEP 3 | 認可申請書交付～設立登記

都道府県知事の認可がおりしだい法人設立登記申請を実施いたします。

登記が完了後には、所轄保健所への登記届を提出いたします。

法人登記関連資料の作成、登記届の作成を当社が実施いたします。受託業務はここまでとなります。

①認可申請書の交付

②設立登記申請

③登記完了届けの提出

STEP 4 | 開設許可申請他各種申請手続き

法人設立がなされた後、所轄保健所への個人事業の廃業届、法人開設許可申請書の作成、提出をしなければなりません。

開設許可書が所轄保健所より発行後に厚生局への医療コード申請書類の作成、提出が必要です。各種申請書の下書きは当方で行いますが、最終確認と提出はお客様の方で行って頂きます。

また、社会保険設置事業者の手続きも、必要ですので顧問社労士様に手続きをご依頼ください。

①開設許可申請

②厚生局申請

③社会保険手続き

④業者への通知

別記第37号様式（第35条関係）

登 記 届

北海道知事 殿

主たる事務 〇〇〇〇〇
所の所在地

名称及び 医療法人社団
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇クリニック
理事長 〇〇〇〇

次のとおり、登記したのでお届けします。

記

様式1

診療所開設許可申請書

平成 年 月 日

保健所長 様

住 所 〇〇〇〇

開設者
氏 名 医療法人社団 〇〇〇〇クリニック
理 事 長 〇〇 〇〇 ㊟
法人にあつては、その名称、主たる
事務所所在地及び代表者氏名

診療所の開設許可を受けたいので、医療法第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 名 称 医療法人社団 〇〇〇〇クリニック
理事長 〇〇 〇〇

医療法人設立・運営Q & A

Q 1 | 基金拠出型を採用すると手続きが面倒だと聞きました。どのような手続きが必要なのでしょう？

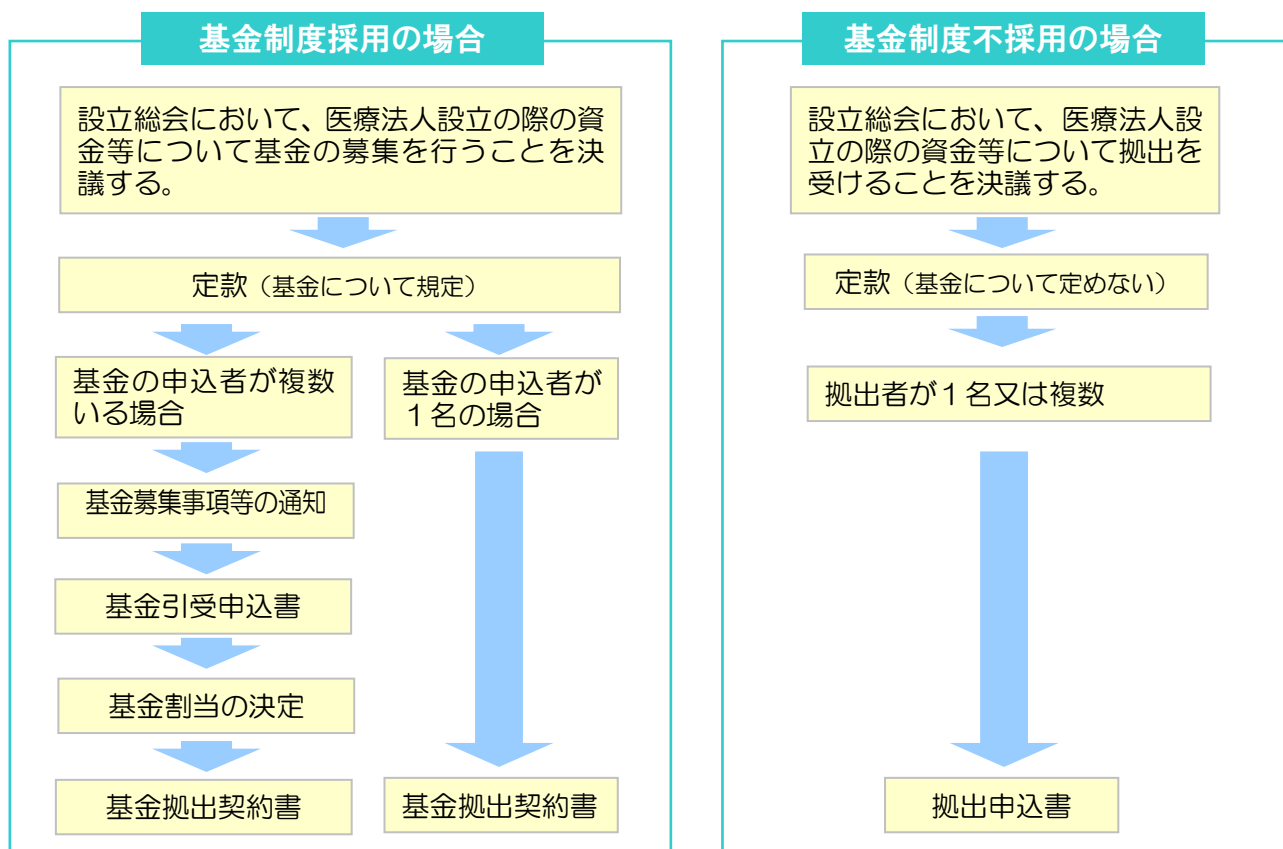
A | 基金拠出型については、基金の募集や引き受けなど、採用しないケースと比較すると、多少手続きは複雑です。しかし、手順どおりに進めれば問題ありません。特徴及び手続きを整理しましたので参考にしてください。

■基金拠出型の特色

- ・ 医療法人財団では採用できない
- ・ 基金の拠出者は個人、法人を問わない
- ・ 基金返済時期は定款で定める
- ・ 定款に記載しておけば、法人設立後でも基金の募集は可能
- ・ 基金の用途制限なし
- ・ 基金拠出者は必ずしも社員でなくてもよい
- ・ 基金制度を採用しても拠出は受けてもよい

■医療法人への拠出について

募集から、契約までの流れは、下記のとおりです。不採用の場合と比較してみました。



Q 2 基金拠出型の定款は、他の医療法人と異なる点があるのでしょうか？

A | 基金制度を採用する場合は、**社団医療法人の定款例に、次のように「基金」の章を追加することとされています**（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））。

■社団医療法人（基金拠出型）の定款例

第 3 章 基金

第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第〇条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。

第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第 4 章 社員

附 則

1 本社設立当初の役員は、次のとおりとする。

(略)

2 本社は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。

Q 3 出資持分の定めのない医療法人は、 解散時に医療法人の財産はどうなるのでしょうか？

A | 基金拠出型については、基金は返還されますが、基金を採用しない場合、残余財産は下記のものに帰属します。
よって、残余財産を残さないように、解散までのスケジュールをきちんと立てて、残余財産を残さないようにすることがポイントです。

■残余財産の帰属先

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選択して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会
(民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。)
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

⇒ 拠出という概念のため、いわゆる出資者には帰属しません。
よって、下記の検討準備を計画的に進めましょう。

- 本団役員報酬の検討
- 退職金の準備（生命保険の活用、規程の整備等）
- 遊休資産の処分
- 他の医療法人との合併（経過措置型同士の合併は経過措置型）

Q 4 出資持分の定めのない医療法人特有の、 税務の取り扱いがあるのでしょうか？

A | 持分の定めのない医療法人には、出資金という概念がありませんので、持分の定めのある医療法人と取り扱いが異なります。下記に整理しました。

■交際費等の損金不算入制度

持分の定めのない社団医療法人のように期末に出資の金額を有しない法人の場合には、期末貸借対照表の総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額及び当期利益（又は当期欠損）を控除（当期欠損の場合は加算）した金額の60%を期末出資の金額に準ずるものとし、その定額基準額により交際費等の損金不算入制度を計算することになります。

■寄付金の損金不算入制度

持分の定めのない社団医療法人は、次の金額が損金算入限度額となります。

事業年度の所得の金額の100分の2.5に相当する金額

■消費税設立当初2年間の納税義務なし

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人（新設法人）については、その基準期間がない事業年度における課税資産の譲渡等について、消費税法第9条第1項本文（小規模事業者に係る納税義務免除）は適用されません。この取扱いにおいて、持分の定めのない社団医療法人は、出資の金額を有しないこととされますので納税は発生しません。

■均等割

期末に出資の金額を有しない法人の場合には、地方税の均等割り、各税率表の最低金額が適用されます。

〒810-0041 福岡市中央区大名 1-15-31-402
TEL 092-986-3493 / FAX 092-986-4458

鶴田幸之税理士事務所

(社)医業経営総合研究所
